

日本弁理士会 知的財産活用表彰

表彰の種類・基準について

知的財産活用大賞

自己実施、権利行使、ライセンス、営業秘密管理及び知的財産戦略等による知的財産の活用を通じて、業績向上、雇用促進若しくは地域活性化に貢献し、又は国外への事業展開を推進したと認められる中小企業等

<選考基準>

以下の要件をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 中小企業等であること。
- (2) 自己実施、権利行使、ライセンス活動その他の知的財産の活用を行っていること、知的財産情報の活用・保護（データ利活用や標準化活動の推進、営業秘密管理の徹底等を含む。）を行っていること又は知的財産戦略を実践して業績（売上高、コスト等）を著しく向上させたこと。
- (3) (2) の活動によって、顕著な雇用促進を実現したこと、地域活性化若しくは地域振興に著しく貢献したこと、又は国外への事業展開を著しく推進したこと。
- (4) (2) の活動について、弁理士が関与していること、又は将来的に弁理士を関与させる意向があること。

知的財産活用支援大賞

知的財産の活用に関する指導、仲介、人材育成、知的財産の価値の評価又は知的財産に基づく事業資金の融資等を通じて、知的財産を活用する中小企業等の支援に功績のあった支援機関等

<選考基準>

以下の要件をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 支援機関等であること。
- (2) 知的財産の活用に関する指導を行っていること、知的財産の活用に関する仲介を行っていること、知的財産の活用に関する人材育成を行っていること、知的財産の価値の評価を行っていること、又は知的財産に基づく事業資金の融資を行っていること。
- (3) (2) の活動によって、知的財産を活用する中小企業等の支援に著しい功績をあげたこと。
- (4) (2) の活動について、弁理士が関与していること、又は将来的に弁理士を関与させる意向があること。

知的財産活用奨励賞

知的財産活用大賞の基準に準じた取組みがあり、今後その進展が特に期待される中小企業等

<選考基準>

各部門について（１）～（２）の要件を満たしていることを条件とする。

●ブランド部門

- （１）中小企業等であること。
- （２）知的財産権の自己実施、権利行使、又はライセンス活動等によるブランド力の向上を通じて企業価値を高めていること。

●デザイン部門

- （１）中小企業等であること。
- （２）デザインの創出や活用を通じて企業価値を高めていること。

●知的財産戦略部門

- （１）中小企業等であること。
- （２）特許、デザイン、ブランド、知的財産情報その他の知的財産の活用・保護、標準化を組み合わせる等、オープン・クローズ等の知的財産戦略の策定によって企業価値を高めていること又は知的財産情報の活用・保護を通じて企業価値を高めていること。

知的財産活用支援奨励賞

知的財産活用支援大賞の基準に準じた取組みがあり、今後その進展が特に期待される支援機関等

<選考基準>

各部門について（１）～（２）の要件を満たしていることを条件とする。

●金融サポート部門

- （１）知的財産に基づく事業資金の融資を行っている支援機関等であること。
- （２）知的財産を活用する中小企業等の支援に著しい功績をあげたこと。

●政策サポート部門

- （１）知的財産の活用に関する指導を行っていること、又は知的財産の活用に関する人材育成、補助金制度の充実、その他の知的財産の活用や振興のために必要な政策を行っている支援機関等であること。
- （２）知的財産を活用する中小企業等の支援に著しい功績をあげたこと。

●事業サポート部門

- （１）知的財産の活用に関する仲介を行っていること、又は知的財産の価値の評価を行っている支援機関等であること。

(2) 知的財産を活用する中小企業等の支援に著しい功績をあげたこと。

特別賞

知的財産の活用に関し、特に際立った貢献をしていると特別に認める中小企業等又は中小企業等に対して積極的な支援活動を行っており、かつ、知的財産の活用に関し特に際立った貢献をしていると特別に認める支援機関等であること。

<共通の選考基準>

- ・同一年度内において、同一の者に対しては重複して表彰しない。
- ・同一の者に対しては、2年連続して表彰しない。
- ・推薦を受けた者を表彰することが適切でないと認められる事由がある場合は、その者を表彰しない。(表彰後に当該事由が判明した場合は、表彰はなかったものとみなす)

以上